

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人燈台

#### 二 代表者の氏名

石黒 早苗

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市緑四丁目一四八番地南福音診療所内

#### 四 失効日

令和二年三月三十一日